

丹波市産業振興計画策定支援業務 周知事項

1. 業務の名称

丹波市産業振興計画策定支援業務

2. 業務目的

本委託業務は、本市の産業に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、「丹波市観光・商工業振興ユニティプラン（令和5年度～令和9年度）」及び「丹波市農業・農村振興基本計画（平成28年度～令和9年度）」を統合した計画を策定することを目的とする。

なお、森林・林業分野に特化した個別計画の丹波市森林づくりビジョンは、策定後間もないという状況を踏まえ、丹波市産業振興計画の森林分野の具体的な戦略を担う位置づけとして、観光や農業など他の産業分野と連携を強化し、一体的な推進体制を構築する。

丹波市産業振興計画の策定にあたっては、後継者不足や従事者の高齢化、物価高騰、ファン層拡大、顧客減少、多様化するデジタル社会及び市民ニーズへの対応などの課題を抱えている。それぞれの課題に対して、持続可能な地域づくりや地域の活性化の視点を踏まえた柔軟かつ適切な対応が求められるため、豊富な経験と高い専門性を有する民間事業者による支援を活用し、計画策定に係る業務を円滑に遂行する。

3. 履行期間

契約締結日の翌日～令和10年3月15日（水）

4. 業務内容

（1）既存計画の評価検証業務支援

- ①アンケート調査に関する支援
- ②団体ヒアリング調査に関する支援
- ③市民ワークショップに関する支援
- ④既存計画の達成度確認・評価に関する支援

（2）丹波市産業振興計画策定支援

- ①骨子作成及び計画策定に関する支援
- ②丹波市地域資源活用懇話会の開催・運営に関する支援
- ③子どもが意見表明することができる場づくりに関する支援
- ④市民ワークショップに関する支援

- (3) パブリックコメントの実施支援
- (4) 丹波市産業振興計画書概要版作成支援
- (5) 丹波市産業振興計画策定に関する連携・情報共有
- (6) その他丹波市産業振興計画の策定に関する支援

5. 委託業務の概要

業務の履行にあたっては以下の3つの視点をもって真摯に取り組むこと。

- ・丹波市産業振興計画は、令和6年度に丹波市が策定した第3次丹波市総合計画における「まちづくりの目標5【産業政策】産業がつながり活力があるまち」を具体化するものとして、「商工業」、「農林業」、「観光」の連携による取組の推進と個別支援を強化することによる地域経済全体の底上げを行うため、関連する施策の多い各産業を横断的かつ有機的に連携することを記すこと。
- ・丹波市産業振興計画の策定にあたっては、EBPM（証拠に基づく政策立案）の視点を取り入れ、適切な手法を用いて産業ごとの現状分析と課題整理を行い、中長期的視点をもって柔軟かつ適切な対応を行うこと。
- ・第3次丹波市総合計画のまちづくりの目標や重要視点に留意し、丹波市全体の地域産業の活性化を目指した計画策定支援を行うこと。

(1) 既存計画の評価検証業務支援

丹波市産業振興計画は、「丹波市観光・商工業振興ユニティプラン」及び「丹波市農業・農村振興基本計画」の見直し・統合に伴い、各産業の相互連携の視点から新たに策定する必要があるため、前述の2つの計画及び「丹波市森林づくりビジョン」等の計画のうち丹波市産業振興計画に関連する項目について、以下の①から④に記載する意識調査や各種統計データ等により把握・分析し、その達成状況の要因・将来に向けた課題等を抽出し、丹波市産業振興計画に反映させる。

① アンケート調査に関する支援

以下の調査に関する分野例を参考にし、丹波市産業振興計画策定に必要な有効数に対してアンケート調査を行い、その結果を集計・分析しアンケート調査報告書を作成する。

【調査に関する分野例】

○商工業 ○農業 ○林業 ○観光 ○市民 ○市内学生等

【主な取組内容と役割分担】

主な取組内容	受注者	市
1. アンケート調査等に関する方向性の提示		●
2. アンケート調査手法の提案・項目の作成	●	
3. アンケート調査手法・項目の決定		●
4. アンケート調査に係る準備（用紙の印刷等）	●	
5. 抽出条件の検討・提案（産業別）	●	
6. 対象者の選定（無作為抽出）	●	●
7. 宛名ラベル作成	●	●
8. 送付用・返信用封筒作成	●	
9. 料金受取人払承認申請（返信用封筒）		●
10. 宛名ラベルの貼付	●	
11. アンケート調査用紙等の封入封緘	●	
12. アンケート調査用紙等の発送		●
13. アンケートの実施	●	
14. 郵便料金（アンケート発送・返送）		●
15. アンケート調査結果の集計・分析及び報告書の方向性の提示		●
16. アンケート調査結果の集計・分析及び報告書の作成	●	

②団体ヒアリング調査に関する支援

以下の調査対象に丹波市産業振興計画策定に必要とするヒアリング調査を実施し、その結果を集計・分析しヒアリング調査報告書を作成する。（各産業の調査対象等の各分野から各3団体程度の計10～20団体）

なお、ヒアリング調査については、以下の調査対象等を訪問又はWeb等により実施する。

【各産業の調査対象等】

- 商工業：丹波市商工会、丹波市工業会 等
- 農林業：丹波市農業委員会、市内農林業団体 等
- 観光：丹波市観光協会 等

【主な取組内容と役割分担】

主な取組内容	受注者	市
1. ヒアリング調査に関する方向性の提示		●
2. ヒアリング調査手法の提案・項目の作成	●	
3. ヒアリング調査手法・項目の決定		●

4. ヒアリング調査に係る準備（用紙の印刷等）	●	
5. ヒアリング対象選定条件の検討・提案（産業別）	●	
6. ヒアリング対象者の選定		●
7. ヒアリング対象者とのヒアリング日程調整	●	
8. ヒアリングの実施	●	
9. ヒアリング立会い		●
10. ヒアリング結果の集計・分析及び報告書の方向性の提示		●
11. ヒアリング結果の集計・分析及び報告書の作成	●	

③市民ワークショップに関する支援

既存計画に関し、幅広く市民意見を聞き取る市民ワークショップを実施するために、ワークショップの手法を提案し、その実施について支援を行う。（概ね3回程度を想定）

【会議の進め方】

分野ごと（商工業・農林業・観光）に各1回程度開催する。

【主な取組内容と役割分担】

主な取組内容	受注者	市
1. ワークショップに関する方向性の提示		●
2. ワークショップの企画提案	●	
3. ワークショップの内容決定		●
4. 参加者の募集及び決定		●
5. 資料の作成・印刷	●	
6. ワークショップの実施		●
7. ワークショップへの出席	●	●
8. 結果の集計・分析及び報告書の方向性の提示		●
9. 結果の集計・分析及び報告書の作成	●	

※ワークショップを行う場合のグループファシリテーターは市職員が行うことを想定。

④既存計画の達成度確認・評価に関する支援

既存計画における各種取組について、その成果及び達成状況・将来に向けた課題等を抽出する。

【主な取組内容と役割分担】

主な取組内容	受注者	市
1. 評価検証の方向性の提示		●
2. 評価検証方法の提案	●	
3. 評価検証手法の検討・決定		●
4. 評価検証の実施		●
5. 既存計画検証報告書の方向性の提示		●
6. 既存計画検証報告書の作成	●	
7. 丹波市産業振興計画への反映事項検討・提案	●	
8. 丹波市産業振興計画への反映事項決定		●

(2) 丹波市産業振興計画策定支援

丹波市産業振興計画に反映させるべく、計画策定の前提条件となる国内外の社会経済情勢及び傾向を整理するとともに、各調査とその分析結果に基づく本市の現状把握と産業振興に対する課題を踏まえ、第3次丹波市総合計画における「まちづくりの目標5【産業政策】産業がつながり活力があるまち」を念頭に、「商工業」、「農林業」、「観光」の連携による取組の推進を図るために以下の計画策定の支援をする。あわせて、計画策定のために必要と考えられる事項について積極的に提案を行う。

また、計画策定後の各産業における行政評価等の進捗管理及び、その評価検証手法の構築についての提案・支援も行う。

① 骨子作成及び計画策定に関する支援

骨子作成及び計画策定にあたっては、「(1) 既存計画の評価検証業務支援」による調査分析結果を踏まえ、下記の計画の構成の趣旨に沿って以下の②から④の支援業務による結果等を取りまとめたうえで作成する。

【計画の構成】

- ア 第3次丹波市総合計画の「まちづくりの目標5【産業政策】産業がつながり活力があるまち」を実現するため、産業間の連携による付加価値や相乗効果を生み出し、にぎわいのあるまちづくりを前面に出した計画とする。
- イ 骨子は、「(1) 既存計画の評価検証業務支援」において出された課題やその分析結果により課題抽出を行うとともに、上位計画や関連計画との関係性を踏まえ作成する。
- ウ 計画の構成は、次の通りとする。
 - a. 序論部分 計画策定の趣旨や丹波市の産業を取り巻く状況、各産業の現状と課題をまとめたものを記載する。

- b. 基本計画部分 分野ごとに基本理念、基本方針、基本目標、具体的な施策を体系的に示した施策体系図を記載し、個別支援の充実を図り事業継続の力を高めることによる地域産業全体の底上げに向けた内容を記載する。
- c. 推進体制 計画の進捗管理を記載する。

【主な取組内容と役割分担】

主な取組内容	受注者	市
1. 丹波市産業振興計画に関する方向性の提示		●
2. 丹波市産業振興計画の骨子作成・提案	●	
3. 丹波市産業振興計画の骨子検討・決定		●
4. 最終計画案及び策定後の進捗管理手法の作成・提案	●	
5. 最終計画案及び策定後の進捗管理手法の検討・決定		●
6. 丹波市産業振興計画本編の印刷 5部	●	

※成果品は、A4、中綴じ、80ページ程度、全ページオールカラーとし、データも納品すること。

② 丹波市地域資源活用懇話会の開催・運営に関する支援

丹波市産業振興計画に係る丹波市地域資源活用懇話会の開催・運営支援を行い、全体会及び部会の会議録を作成し、提出すること。

開催回数（予定）：概ね20回程度（産業ごとの部会を含む）

※開催回数は、進捗状況により増減する可能性がある。

【会議の進め方】

丹波市地域資源活用懇話会は、全体会及び分野別（商工業・農林業・観光）部会を開催する。全体会及び分野別部会は同日に開催することを考えている。

【主な取組内容と役割分担】

主な取組内容	受注者	市
1. 丹波市地域資源活用懇話会に関する方向性の提示		●
2. 開催方法等の提案	●	
3. 開催方法等の検討・決定		●
4. 会議資料の作成・印刷	●	
5. 会議の司会進行		●
6. 会議への出席（事務局支援）及び求めに応じた説明	●	●
7. 会議録の作成	●	

③こどもが意見表明することができる場づくりに関する支援

計画策定にあたって、子どもの意見を幅広く取り入れ、計画に反映させるために、市内各中学校・高等学校の生徒を対象として、子どもの意見を取り入れるための場づくりに関する企画を提案し、その実施について支援を行う。（中学生・高校生を分けてそれぞれ1回ずつ計2回を想定）

【主な取組内容と役割分担】

主な取組内容	受注者	市
1. 意見表明することができる場づくりに関する方向性の提示		●
2. 意見表明することができる場づくりの企画提案	●	
3. 意見表明することができる場づくりの内容決定		●
4. 参加者の募集及び決定		●
5. 資料の作成・印刷	●	
6. 意見表明することができる場づくりの実施		●
7. 意見表明することができる場づくりへの出席	●	●
8. 結果の集計・分析及び報告書の方向性の提示		●
9. 結果の集計・分析及び報告書の作成	●	

※ワークショップを行う場合のグループファシリテーターは市職員が行うことを見定。

④市民ワークショップに関する支援

計画策定にあたっては、幅広く市民の意見を取り入れ、計画に反映させる市民ワークショップを実施するため、ワークショップの手法等を企画提案し、その実施について支援を行う。（概ね3回程度を想定）

【会議の進め方】

分野ごと（商工業・農林業・観光）に各1回程度開催する。

【主な取組内容と役割分担】

主な取組内容	受注者	市
1. ワークショップに関する方向性の提示		●
2. ワークショップの企画提案	●	
3. ワークショップの内容決定		●
4. 参加者の募集及び決定		●
5. 資料の作成・印刷	●	
6. ワークショップの実施		●
7. ワークショップへの出席	●	●

8. 結果の集計・分析及び報告書の方向性の提示		●
9. 結果の集計・分析及び報告書の作成	●	

※ワークショップを行う際のグループファシリテーターは市職員が行うことを想定。

(3) パブリックコメントの実施支援

市民等の意見を広く聴取するパブリックコメントを実施するにあたり、実施に関するアドバイスなどを行う。

あわせて、計画素案を読む会としてパブコメミーティング（参加者はグループに分かれ、計画案の疑問点を尋ねたり、修正案や新たな提案をしたりする場）を実施し、より直接的に市民の意見を聴取することができる機会を設けることとする。

※パブリックコメントの期間は「丹波市パブリックコメント手続実施要綱」に基づき公表を開始した日から1ヶ月以上の期間を設けるものとする。

【主な取組内容と役割分担】

主な取組内容	受注者	市
1. パブコメミーティングの実施		●
2. パブコメミーティングへの出席	●	●
3. パブコメミーティングの会議録の作成	●	
4. パブリックコメントの実施		●
5. パブリックコメントの対応案及び計画への反映案の決定		●

(4) 丹波市産業振興計画書概要版作成支援

策定した丹波市産業振興計画の内容を要約した概要版の原稿を作成し、以下の部数を印刷する。計画の内容を住民に広く周知する目的から、市民目線であらゆる年代にわかりやすく伝えることができるものとして、適宜図表やイラスト、写真等を用いてデザイン及びレイアウトなど工夫を凝らして作成する。

【主な取組内容と役割分担】

主な取組内容	受注者	市
1. 丹波市産業振興計画概要版に関する方向性の提示		●
2. 丹波市産業振興計画概要版の作成・提案	●	
3. 丹波市産業振興計画概要版（こども版）の作成・提案	●	
4. 丹波市産業振興計画概要版の検討・決定		●
5. 丹波市産業振興計画概要版（こども版）の検討・決定		●
6. 丹波市産業振興計画概要版の印刷（5部）	●	
7. 丹波市産業振興計画概要版（こども版）の印刷（5部）	●	

※成果品は、A4、中綴じ、8ページ程度、全ページオールカラーとし、データも納品

すること。

(5) 丹波市産業振興計画策定に関する連携・情報共有

発注者との協議・打合せ等を概ね毎月1回以上実施する。（内容によってはWeb等の実施も可とする。）

(6) その他丹波市産業振興計画の策定に関する支援

前各号に掲げるもののほか、必要に応じて丹波市産業振興計画策定に向けて、積極的に発注者に対して提案・助言を行うなど、受注者としての専門性を生かした支援を行う。

6. 成果物

成果物については以下のとおりとする。

各報告書等のページ数や構成等は指定しないが、「5. 業務内容」で求める内容を十分に含んだものとする。なお、成果品は指定する部数に加え、一式をデータ形式でも納品すること。

また、各成果品における図表やグラフ等を作成するために用いたデータについてもエクセル形式のデータ（CD-R等の電子記録媒体に保存）で提供する。

【成果品一覧】（印刷部数は、各5部とする。）

- (1) 既存計画の検証報告書
- (2) アンケート調査及びヒアリング調査報告書
- (3) 市民ワークショップ結果報告書
- (4) 丹波市産業振興計画 本編
- (5) 丹波市産業振興計画概要版
- (6) 丹波市産業振興計画概要版（こども版）
- (7) 行政評価等の運動を踏まえた評価シート 一式
- (8) 各会議等で作成した資料及び会議録 一式

【デザイン】

図表（グラフ）、写真、イラスト等を用いて、全体を通してわかりやすい構成に工夫を凝らし、色彩表現等については色覚障がい者に配慮した配色であること。

【著作権及び版権】

(1) 成果品にかかる権利、使用その他一切は発注者に帰属し、受注者は、本業務の成果品（業務の過程で得られた記録等を含む。）を発注者の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。

(2) 本業務の履行に当たり生じたもの、印刷物のデジタル情報、写真及びネガフィルム等については、発注者に譲渡すること。

- (3) 発注者が前号の規定により引渡しの請求をしたときは、発注者の指定する方法に従い、指定された期日までに、これらを引き渡すこと。
- (4) 本業務の完了後であっても、成果品に誤りが発見された場合は、受注者の責任において処理すること。
- (5) 納品される成果品等提出物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、発注者が特に使用を指示した場合を除き、受注者は当該著作物の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は当該契約等の内容について事前に発注者の承諾を得ることとし、また、発注者は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- (6) 本「丹波市産業振興計画策定」支援業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る利権侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら発注者の責に帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理すること。
- (7) 受注者は、本著作物に対して、発注者及び発注者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作人格権を行使しないこと。

7. 機密の保持

受注者は、業務上知り得た発注者の機密を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報の保護に関する法律のほか、関係諸法令規則（例規、告示命令等含む。）を遵守しなければならない。契約期間終了後も同様とする。

8. その他

- (1) 丹波市産業振興計画は令和9年12月の丹波市議会定例会で報告することを目標として策定を進めるものとする。
- (2) 受注者は、常に発注者と密接な連絡をとりながら作業を進め、関係諸法令規則（例規、告示命令等含む。）に違反しないよう履行するとともに、履行上必要な関係官公庁、法人等に対する申請、届出等一切の手続きを遅滞なく行い、関係官公庁等との調整結果等について発注者へ報告すること。また、本業務遂行にあたり発生した事故及び損害等については、受注者の負担とし、発注者は一切の責任を負わない。
- (3) 要求水準書等に明示されていない事項であっても、本業務の目的を達成するにあたり、必要な事項は、必要に応じて発注者と事前協議のうえ、本業務範囲として実施すること。
- (4) 本業務の全部又は一部を、第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者と協議し、承認を得た場合はこの限りではない。

- (5) その他契約不適合責任、検査など契約内容の詳細は、契約書に基づく。
- (6) この要求水準書に定めのない事項に関しては、発注者と受注者が協議のうえ、決定する。